

高松市太陽熱利用システム設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、太陽熱利用システムを設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、クリーンエネルギーの利用を推進するとともに、市民の環境保全意識の高揚を図り、もって地球温暖化の防止に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「対象システム」とは、不凍液等を強制循環する太陽集熱器と蓄熱槽等によって構成された太陽熱利用システムであって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次条第2号の建築物における給湯および冷暖房の用に供するものであること。
- (2) 住宅の屋根等への設置に適したものであること。
- (3) 次条第2号の建築物に設置した際に未使用品であること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当し、かつ、市税を滞納していない者とする。

- (1) 市の区域内に住所を有すること。
- (2) 自らの住居の用に供する建築物(店舗等の併用住宅を含む。)を市の区域内に有すること。
- (3) 前号の建築物に対象システムを有すること。

2 前項各号に該当する者であっても、この要綱による補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。ただし、当該対象システムの法定耐用年数が経過している場合は、この限りでない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる対象システムの経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる経費の合計額とする。

- (1) 対象システムを構成する機器であって次に掲げるものの購入費
 - ア 太陽集熱器
 - イ 蓄熱槽および附帯機器
 - ウ 架台
 - エ 配管および配線等部材
- (2) 対象システムの設置に係る工事費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に10分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)または10万円のうちいずれか低い額とする。

(予約の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、対象システムに係る設置工事の着手前(第3条第1項第3号の対象システムを有する建築物(以下「対象システム付き住宅」という。)を購入する場合にあっては、当該購入前)に、高松市太陽熱利用システム設置費補助金交付予約申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 工事着工前の現況を確認できるカラー写真(対象システム付き住宅を購入する場合にあっては、その購入しようとする対象システム付き住宅のカラー写真)

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、高松市太陽熱利用システム設置費補助金交付予約番号通知書(様式第2号)により、補助事業の予約申請者に通知するものとする。

(計画変更の承認等)

第7条 前条第2項の規定による通知を受けた予約申請者(以下「補助事業予約者」という。)は、補助金交付予約申請書の記載事項のうち設置予定場所もしくは補助金交付申請予定額を変更しようとする場合または対象システムの設置もしくは対象システム付き住宅の購入を中止しようとする場合は、高松市太陽熱利用システム設置費補助金計画変更届出書(様式第3号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(交付の申請)

第8条 補助事業予約者は、当該対象システムに係る設置工事を完了したときは、市長が別に定める期限までに、高松市太陽熱利用システム設置費補助金交付申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 対象システムの保証書の写し

(2) 対象システムの設置状況を示すカラー写真

(3) 対象システムの設置費に係る領収書の写し

(4) 太陽熱利用システムの設置費に係る内訳書(様式第5号)

(5) 対象システムを設置した第3条第1項第2号の建築物の所在地が分かる図面

(6) 住民票の写し

(7) 市税を滞納していない旨を証する書面

(8) その他市長が必要と認める書類

2 対象システム付き住宅を購入する補助事業予約者は、売買契約後、市長が別に定める期限までに高松市太陽熱利用システム設置費補助金交付申請書（様式第4号）に前項各号に掲げる書類および次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 売買契約書の写し

(2) 対象システム付き住宅の販売業者が発行する証明（対象システム付き住宅であることを証明するもの）

3 補助事業予約者が前2項に規定する期限内に申請書を提出しなかったときは、その予約を辞退したものとみなす。

（交付の決定等）

第9条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかに書類の審査および現地調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を決定し、高松市太陽熱利用システム設置費補助金交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の交付等）

第10条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに市長に市の指定する請求書により補助金の交付の請求をし、市長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

（処分の制限）

第11条 補助事業者は、対象システムの法定耐用年数の期間内において、当該対象システムを譲渡し、交換し、貸与し、担保に供し、または廃棄しようとするときは、あらかじめ高松市太陽熱利用システム処分承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(3) 前条の規定に違反して対象システムを処分したとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(交付手続等)

第14条 第6条から前条までに定めるもののほか、補助金の交付手続等の必要な事項については、高松市補助金等交付規則（昭和54年高松市規則第12号）第10条および第12条の規定を適用する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。